

## G メッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）交付要綱

### （通 則）

第1条 G メッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）（以下「本補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （目 的）

第2条 G メッセ群馬をスタジオとして利用する撮影に対して、予算の範囲内で財政的な援助を行うことで、その利用を促進し、もって今後のスタジオ運営に関するノウハウや映像制作に関する知見、スタジオとして求められる機能や設備等のニーズを把握することを目的とする。

### （交付対象事業）

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、G メッセ群馬の展示ホールをスタジオとして利用する撮影であって、以下の全てを満たすものとする。

- (1) 映画・ドラマ・プロモーションビデオ（PV）・ミュージックビデオ（MV）・コマーシャルメッセージ（CM）等の映像作品の撮影であること。
- (2) 制作する映像作品の内容が公序良俗に反しないこと。
- (3) 制作する映像作品の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有さないこと。

### （交付の要件等）

第4条 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、前条に定める交付対象事業を行うものであって、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税に滞納がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 第5条に規定する補助対象経費と同一の経費に対して、国や県、その他地方公共団体等から本補助金以外の助成金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこ

と。

- (6) 団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条2号に規定する暴力団）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

#### （補助対象経費）

第5条 補助対象経費、補助率、補助上限額等は、別表1に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。ただし、補助金として算出された金額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てて交付するものとする。

#### （交付の申請）

第6条 補助を受けようとする者は、原則として、交付対象事業の7日前までに、Gメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。ただし、知事がやむを得ないと認める場合における申請書の提出期限については、この限りでない。

#### （交付の決定）

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、Gメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

#### （計画の変更）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容に変更が生じたときは、速やかにGメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）変更申請書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。ただし、補助対象経費の変更額が補助金交付予定額の20%以下である場合については、この限りでない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その審査をし、適当であると認めるときは、変更を承認し、Gメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）補助事業変更承認通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

#### （補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、計画の中止又は第4条に規定する交付の要件を欠くに至る変更が生じたときは、速やかにGメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）辞退届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助が完了したときは、補助事業が完了した日の翌日から起算して60日を経過する日又は当該年度の次の年度の4月10日のいずれか早い日までに、Gメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容の適否等について審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、Gメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）額確定通知書（様式第7号）により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかにGメッセ群馬スタジオ利用促進補助金（スタジオ利用実証事業）交付請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の請求書の内容を審査し、適正と認められるときは、請求のあった日から30日以内に支払うものとする。

(補助事業者の責務)

第13条 本補助金に関係する帳簿及び証拠書類は、交付決定日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保存し、提出や検査を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 補助事業の終了後、知事が第2条に規定する本補助金の目的を達するために実施するアンケートやヒアリングに応じなければならない。

3 本補助金及び事業効果の広報等のため、作品名の公表や映像作品等の提出を求められた場合は、これに可能な限り協力しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 規則第13条第1項のほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、知事は補助金交付の決定を取り消し、期限を定めて、その償還を命ずることができる。

(1) 国又は地方自治体が定める法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分を遵守していないとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他、本要綱に違反したとき。

(附則)

この要綱は、令和6年4月19日から施行する。

別表1（第5条関係）

補助対象経費

○ Gメッセ群馬展示ホールにおけるスタジオ撮影に使用する機材等のレンタルにかかる経費（スタジオとして不足する機能を補う経費）で以下に記載するもの

区分	補助対象経費	補助率	補助上限
照明機材等 レンタル費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 照明関連機材のレンタル費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LEDライト、タングステンライト等の各種照明機器</li> <li>・ リフレクター、レフ版等の各種照明アクセサリー</li> <li>・ 照明設置用のトラス、高所作業車、発電機、電源車</li> <li>・ その他、照明に必要な周辺機材 等</li> </ul> </li> </ul>	1 / 2 以内	350千円/日
その他機材等 レンタル費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ VFX関連機材等のレンタル費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グリーンバック、LEDウォール</li> <li>・ インカメラVFX関連機材（レンダーリングPC、カメラトラッカー等） 等</li> </ul> </li> <li>○ 備品のレンタル費用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 箱馬、平台、ウェイト、送風機、イス、脚立、台車 等</li> </ul> </li> <li>○ 上記の他、スタジオでの撮影に必要と知事が認めるレンタル費用</li> </ul>		
配送・設置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記レンタル機材にかかる配送費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発送費、運搬車両レンタル費 等</li> </ul> </li> <li>○ 上記レンタル機材にかかる設置・解体費                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明設置用トラスの設置・解体費</li> <li>・ LEDウォールの設置・解体費 等</li> </ul> </li> </ul>		

備考

- 1 補助上限額は、「Gメッセ群馬展示ホール使用日数」1日当たり350千円とする。
- 2 「Gメッセ群馬展示ホール使用日数」については、撮影日の他、建て込み・撤去・据え置き等を含め、撮影のために必要な日数で、施設利用料が発生している日数とする。
- 3 レンタル費用が、週・月単位の場合には、日額を算出した上で、上記2の日数分を対象経費とする。